

# 財団法人大阪府みどり公社役員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人大阪府みどり公社（以下「公社」という。）の役員（以下「役員」という。）の報酬、期末手当、通勤手当、退職手当及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 大阪府知事の承認を得た役員に対しては、報酬を支給する。

(期末手当)

第3条 常勤の役員に対しては、期末手当を支給することができる。

2 前項により支給する場合は、公社の職員の期末手当及び勤勉手当の算出方法に準じて算定した額の合計額とする。

(通勤手当)

第4条 報酬を支給する役員に対しては、通勤手当を支給することができる。

2 前項の規定によって通勤手当を支給する場合における通勤手当の額は公社職員の例による。

(退職手当)

第5条 役員が退職した場合には、退職手当を支給しないものとする。

(旅 費)

第6条 役員が公社の業務に関し出張した場合には、当該役員に対し旅費を支給する。

2 旅費の額は、公社職員の例による。

(支給の方法)

第7条 役員の報酬、期末手当、通勤手当及び旅費の支給方法はこの規程に定めるもののほか公社の職員の例による。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 11 年 3 月 31 日において在職する役員で同年 4 月 1 日以降も引き続き在職する者の同年 3 月 31 日までの在職期間に係る退職手当については、同日における報酬月額に当該在職期間の年数を乗じて得た額の範囲内において、支給することができるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。